

表2 被扶養者認定申告に係る必要書類一覧（下記必要書類のほかに、他の証明書類の提出を求める場合がある）

提出書類等		被扶養者認定・取消申告書	の組合員との続柄を証するもの（戸籍謄本、抄本）	扶養事実申述書（別紙1）	市町村長発行の所得証明書	最新の年金額が分かるもの（年金証書・改定通知書・振込通知書など）	在職等証明書（別紙2）	在学証明書	送金関係申告書（別紙3）	住民票の写し	年組収入及び共同扶養者の示す書類
被扶養者の区分											
扶養手当該当者		○	(注2)							(注2)	
扶養手当非該当者	学校教育法に規定する学校の生徒（定時制・夜間・通信・留学生を除く）	○	○	○	○		○	○		(注7)	○
	定時制・夜間・通信制の学生及び留学生	○	○	○	○		○		○	(注7)	○
	60歳以上の者	○	○	○	○	○	○		○	(注7)	○
	障害を支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者	○	○	○	○	○	○		○	(注7)	○
	上記以外の者	○	○	○	○	○	○		○	(注7)	○
備考		(注1)	(注10)		(注3,10)		(注4)	(注5)	(注6)		(注3,8,9)

- (注) 1 受付印(所属所等が受理した日)を押印すること。
 2 重度心身障害者として扶養手当を受給している者は提出すること。
 3 次の事例の場合は、所得証明書に加えて次の書類を提出すること。
 (1) 会社退職等により認定申告をするときは、退職したことを証するもの。(退職辞令(証明書)・雇用保険受給資格者証の写し・社会保険資格喪失証明書等)
 (2) 給与収入以外の収入(事業・不動産・農業・株・雑所得)がある場合は、最新の確定申告書及び収支内訳書の写し。
 株等の譲渡収入がある場合は、確定申告書及び収支内訳書の写しに加えて1年間の取引結果がわかるもの(年間取引報告書)を添付。年金受給者は、今後1年間の年金額が分かる書類(源泉徴収票は不可)の写し。
 4 アルバイト・パートの給与収入がある場合、次の事項が記載されていること。
 雇用契約の期間・賃金の支給形態(月給・日給・時給・その他)とその額・雇用契約期間中の賃金支給額及び賃金支給見込み額・勤務日と勤務時間
 5 学生証不可。同居の場合は提出不要。
 6 別居している者のみ
 ATMの明細等、送金者(組合員)と受金者(被扶養者)の名前が明記されており、組合員が被扶養者に送金していることが明らかなものを添付。手渡し原則不可。
 また、被扶養者の総収入の1/3以上の送金が必要。なお、他の者と共同して扶養している場合は、組合員の収入及び被扶養者への送金額が共同扶養者よりも多いことが必要。
 学生の場合は在学証明書を提出することにより不要。
 7 同居を要する者のみ(被扶養者の範囲図参照)
 8 被扶養者が組合員の子等で共同扶養者がいる場合、今後1年間の収入比較を行うため次の書類を提出すること。双方とも公立学校共済組合員なら不要。(他の扶養義務者が他支部の場合のみ組合員証の写しを添付)
 ・組合員は源泉徴収票。源泉徴収票の収入金額と被扶養者認定時から向こう1年間の収入金額が同程度でない場合は、給与支払者作成や所属所長証明の給与支払見込証明書。(証明者の押印必須。非課税通勤手当等も含む)
 ・組合員が臨時的任用職員や会計年度任用職員等で、昨年と発令内容が異なる場合や昨年度から認定時にかけて組合員資格が途切れている場合は、現在発令されている辞令の期間の給与支払見込証明書必須。
 ・新規認定において、組合員が育児休業等の期間中で源泉徴収票の提出ができない場合は、給与支給見込証明書。(育児休業等に入っていない場合の支給見込み)
 ・共同扶養者は所得証明書必須。所得証明書の収入金額と被扶養者認定時から向こう1年間の収入金額が同程度でない場合は、所得証明書に加えて勤務先や給与支払者作成の給与支払見込証明書。(非課税通勤手当等も含む)
 ・組合員及び共同扶養者に給与収入以外の収入がある場合、注3(2)の書類。
 ・継続認定において、組合員が育児休業等の期間中である場合には、共同扶養者との収入比較書類に代えて育児休業等の発令の書類。
 9 組合員の収入が多い等の理由で、共同扶養者側で認定不可となった場合、保険者発行の不認定通知を提出すること。
 10 組合員との続柄を証するもの(戸籍謄本、抄本)及び所得証明書は被扶養者の要件を備えるに至った年月日以降に取得したもの又は被扶養者の要件を備えるに至った年月日から過去6か月以内に取得したものであること。
 ※ 20歳以上60歳未満の配偶者の認定手続きをする際には、「第3号被保険者関係届」及び「基礎年金番号のわかる書類の写し」を提出すること。